

(令和 8 年 2 月 17 日提出)

令和 8 年 2 月 議会定例會議案  
(令和 7 年度分)

新潟市

## 令和8年2月議会定例会議案（令和7年度分）

### 目 次

議案第154号	令和7年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第155号	令和7年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	11
議案第156号	令和7年度新潟市と畜場事業会計補正予算	14
議案第157号	令和7年度新潟市介護保険事業会計補正予算	18
議案第158号	令和7年度新潟市公債管理事業会計補正予算	22
議案第159号	令和7年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	25
議案第160号	令和7年度新潟市下水道事業会計補正予算	28
議案第161号	令和7年度新潟市病院事業会計補正予算	29
議案第162号	新潟市体育施設条例の一部改正について	31
議案第163号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	32
議案第164号	新潟市火災予防条例の一部改正について	37
議案第165号	新潟市火入れに関する条例の一部改正について	40
議案第166号	契約の締結について	41
議案第167号	契約の締結について	42
議案第168号	契約の変更について	43
議案第169号	契約の変更について	44
議案第170号	契約の変更について	45
議案第171号	指定管理者の指定について	46
議案第172号	指定管理者の指定について	47
議案第173号	市長専決処分について	48

議案第154号

### **令和7年度新潟市一般会計補正予算（第8号）**

令和7年度新潟市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,729,831千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ473,944,396千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条　繰越明許費の追加、変更は、「第2表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の追加、変更は、「第3表　地方債補正」による。

令和8年2月17日提出

新潟市長　中原　八一

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		139,815,803	2,851,672	142,667,475
	1 市民税	68,072,150	2,600,192	70,672,342
	2 固定資産税	50,765,361	251,480	51,016,841
8 地方消費税交付金		21,654,380	937,567	22,591,947
	1 地方消費税交付金	21,654,380	937,567	22,591,947
14 地方交付税		84,914,000	4,230,693	89,144,693
	1 地方交付税	84,914,000	4,230,693	89,144,693
19 国庫支出金		90,698,116	6,548,769	97,246,885
	1 国庫負担金	62,586,508	4,114,468	66,700,976
	2 国庫補助金	27,786,823	2,434,301	30,221,124
20 県支出金		24,590,103	1,422,703	26,012,806
	1 県負担金	15,895,821	1,327,680	17,223,501
	2 県補助金	6,325,062	95,023	6,420,085
21 財産収入		5,053,303	88,000	5,141,303
	2 財産売払収入	4,825,395	88,000	4,913,395
23 繰入金		6,464,869	△ 2,976,973	3,487,896
	2 基金繰入金	6,144,115	△ 2,976,973	3,167,142
26 市債		41,377,700	627,400	42,005,100
	1 市債	41,377,700	627,400	42,005,100
歳 入 合 計		460,214,565	13,729,831	473,944,396

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		58,078,248	1,179,428	59,257,676
	1 総務管理費	52,254,149	1,140,288	53,394,437
	2 徴稅費	3,238,234	39,140	3,277,374
3 民生費		149,251,896	8,748,290	158,000,186
	1 社会福祉費	14,108,255	45,561	14,153,816
	2 児童福祉費	59,536,759	2,019,820	61,556,579
	3 障がい福祉費	27,411,175	4,512,150	31,923,325
	4 生活保護費	17,911,247	1,904,872	19,816,119
	5 老人福祉費	28,230,021	265,887	28,495,908
4 衛生費		31,681,294	1,253,655	32,934,949
	1 保健衛生費	18,276,311	1,253,655	19,529,966
6 農林水産業費		6,299,515	780,552	7,080,067
	1 農業費	2,940,366	238,600	3,178,966
	2 農地費	2,816,931	531,952	3,348,883
	3 水産業費	542,218	10,000	552,218
7 商工費		11,408,928	1,069,775	12,478,703
	1 商業費	9,161,703	1,228,400	10,390,103
	2 工業費	2,247,225	△ 158,625	2,088,600
8 土木費		62,910,781	△ 457,053	62,453,728
	4 都市計画費	24,900,834	△ 457,053	24,443,781
9 消防費		11,599,074	10,000	11,609,074
	1 消防費	11,599,074	10,000	11,609,074
10 教育費		70,345,072	766,138	71,111,210

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	7,346,436	737,000	8,083,436
	3 中学校費	17,233,652	24,400	17,258,052
	7 生涯学習費	3,012,625	4,738	3,017,363
12 公債費		48,514,563	379,046	48,893,609
	1 公債費	48,514,563	379,046	48,893,609
歳出合計		460,214,565	13,729,831	473,944,396

第2表 繰越明許費補正

## 1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	次期共通基盤へのシステム移行等経費	404,000
		サーバアクセスライセンス更新経費	59,000
		情報系パソコン調達経費	106,000
		西海岸公園等利便性向上事業	5,171
		旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業	2,748
		避難環境等整備事業	110,000
		白根まち歩き空間整備事業	19,100
	2 徴稅費	市民税オンラインシステム改修事業	61,900
3 民生費	2 児童福祉費	市立保育園等下水道接続事業	9,625
		秋葉区児童館設置事業	108,000
	3 障がい福祉費	障がい福祉システム改修事業	18,000
		障がい福祉施設整備事業	39,150
	4 生活保護費	平成25年生活扶助基準改定に関する生活保護扶助費追加給付事業	1,600,000
	5 老人福祉費	グループホーム整備事業	41,500
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	38,650
	7 災害救助費	液状化被災宅地等復旧支援事業	300,000
4 衛生費	1 保健衛生費	巻斎場整備事業	104,283
		ゼロカーボン戦略推進事業	30,453
		省エネ・創エネ対応設備導入支援事業	40,000
6 農林水産業費	1 農業費	元気な農業応援事業	48,000
		未来へつなぐ地域農業支援事業	1,000
		経営体育成支援事業	4,440
		化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業	15,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産高度化事業	130,000
		畜産飼料価格高騰対策支援事業	10,000
		松くい虫防除対策費	69,600
	2 農地費	農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	574
		農業基盤整備促進事業費補助金	2,000
		農道保全対策事業	27,505
		県営土地改良事業費負担金	552,700
	3 水産業費	漁業燃油等高騰対策事業	10,000
		漁港施設の管理運営	2,184
7 商工費	1 商業費	西堀地下施設利活用検討事業	28,400
		生活応援プレミアム付デジタル商品券発行事業	1,200,000
	2 工業費	ブランド力向上・魅力発信サポート事業	80,000
		業務効率専門家派遣事業	10,000
		生成AIビジネスリサーチ・システム運用事業	12,000
		L E D 照明導入促進補助金	100,000
	2 道路橋りょう費	新川遊歩道整備	17,000
		道路橋りょう事業	4,169,663
		国県道の整備	112,293
		道路新設改良事業	4,515,913
		交通安全維持補修事業	1,500
8 土木費	4 都市計画費	連節バス車両更新計画策定事業	30,000
		バス利用促進事業	12,000
		下水道事業会計練出金	300,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業助成金	79,290
	5 公園緑地費	松くい虫防除事業	2,297
		公園緑地整備事業	221,299
		在来線高架下利用促進事業	40,000
	6 都市排水応急対策費	都市排水応急対策事業	61,555
	7 建築費	公共建築物保全適正化推進事業	56,800
9 消防費	1 消防費	南消防署大規模改修事業	143,140
		防火水槽設置事業	20,800
		小型動力ポンプ積載車整備事業	14,232
		鳥屋野潟南西部駐車場舗装改修事業	8,800
10 教育費	3 中学校費	夜間中学整備事業	24,400
	7 生涯学習費	岩室地区公民館アスベスト除去工事	24,000
11 災害復旧費	2 その他施設災害復旧費	その他施設災害復旧事業	5,000

## 2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	西蒲区役所新庁舎整備事業	22,700	48,400
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資金	144,000	216,000
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業	108,000	198,438
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修事業	685,000	698,500
	4 都市計画費	新潟駅周辺整備事業	1,540,000	2,870,226
	5 公園緑地費	公園緑地管理事業	60,000	228,563
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	道路災害復旧事業	1,543,000	2,130,000

第3表 地方債補正

1 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
児童館整備事業費	80,000	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、利率見直し	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
障がい福祉施設整備事業費	13,000	又は 債券	方式で借り入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であって
公民館整備事業費	22,800	発行 (他	公共団体金融機関資金 について利率の見直し	も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
図書館整備事業費	41,000	の地 方公	を行った後においては 、当該見直し後の利率	
歳入欠かん費	15,000	共團 体と の共 同發 行を 含む 。 )		

## 2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農道整備事業費	12,900	普通貸借 (ただし、 又は債券	年5.0%以内 利率見直し 方式で借り 発行	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	26,600  795,900  401,500  1,814,900	普通貸借 又は債券 発行 (他 の地 方公 共団 融機 体と の共 同發 行を 含む 。)  普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 融機 体と の共 同發 行を 含む 。)  普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 融機 体と の共 同發 行を 含む 。)  普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 融機 体と の共 同發 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 (他 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 体と の共 同發 行を 含む 。)  年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 (他 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 体と の共 同發 行を 含む 。)  年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 (他 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 体と の共 同發 行を 含む 。)  年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 (他 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 体と の共 同發 行を 含む 。)	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。
県営土地改良事業費負担金	243,200							
都市計画施設整備事業費	527,300							
中学校整備事業費	1,799,900							

議案第 155 号

**令和 7 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）**

令和 7 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 154,842 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,131,473 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	154,842	154,843
	1 繰越金	1	154,842	154,843
歳 入	合 計	69,976,631	154,842	70,131,473

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		80,000	154,842	234,842
	1 償還金及び還付加算金	80,000	154,842	234,842
歳 出	合 計	69,976,631	154,842	70,131,473

議案第 156 号

**令和 7 年度新潟市と畜場事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度新潟市のと畜場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 590,234 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表　繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長　中原　八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		70,548	59,000	129,548
	1 他会計繰入金	70,548	59,000	129,548
歳 入	合 計	531,234	59,000	590,234

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 と畜場費		469,943	59,000	528,943
	1 と畜場費	469,943	59,000	528,943
歳 出	合 計	531,234	59,000	590,234

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 と畜場費	1 と畜場費	食肉センター施設設備改修事業	70,000

議案第 157 号

**令和 7 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）**

令和 7 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 797,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87,230,500 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条　繰越明許費の追加は、「第 2 表　繰越明許費補正」による。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長　中原　八一

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		18,103,287	△ 272,970	17,830,317
	1 介護保険料	18,103,287	△ 272,970	17,830,317
3 国庫支出金		20,126,067	△ 294,899	19,831,168
	1 国庫負担金	14,764,839	△ 231,849	14,532,990
	2 国庫補助金	5,361,228	△ 63,050	5,298,178
4 県支出金		12,347,634	△ 190,651	12,156,983
	1 県負担金	11,924,462	△ 190,651	11,733,811
5 支払基金交付金		22,888,019	△ 351,000	22,537,019
	1 支払基金交付金	22,888,019	△ 351,000	22,537,019
7 繰入金		13,974,730	312,520	14,287,250
	1 一般会計繰入金	13,021,861	327,603	13,349,464
	2 基金繰入金	952,869	△ 15,083	937,786
歳 入 合 計		88,027,500	△ 797,000	87,230,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,037,578	503,000	2,540,578
	1 総務管理費	1,336,569	503,000	1,839,569
2 保険給付費		82,120,931	△ 1,300,000	80,820,931
	1 介護サービス等諸費	74,771,742	△ 600,000	74,171,742
	6 特定入所者介護サービス等費	2,715,444	△ 700,000	2,015,444
歳 出 合 計		88,027,500	△ 797,000	87,230,500

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護テクノロジー導入補助金	30,000

議案第158号

**令和7年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第1号）**

令和7年度新潟市の公債管理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,602,182千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月17日提出

新潟市長　中原　八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		72,266	160,535	232,801
	1 財産運用収入	72,266	160,535	232,801
2 繰入金		56,622,735	379,046	57,001,781
	1 他会計繰入金	48,512,563	379,046	48,891,609
歳 入 合 計		80,062,601	539,581	80,602,182

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		80,062,601	539,581	80,602,182
	1 公債費	80,062,601	539,581	80,602,182
歳 出	合 計	80,062,601	539,581	80,602,182

議案第159号

**令和7年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421, 834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12, 494, 976千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		9,154,854	421,834	9,576,688
	1 後期高齢者医療保険料	9,154,854	421,834	9,576,688
歳 入 合 計		12,073,142	421,834	12,494,976

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		11,436,700	421,834	11,858,534
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	11,436,700	421,834	11,858,534
歳 出	合 計	12,073,142	421,834	12,494,976

議案第160号

**令和7年度新潟市下水道事業会計補正予算（第3号）**

(総則)

第1条 令和7年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和7年度新潟市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
関屋ポンプ場自家発電設備工事	令和8年度	250,000

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第161号

**令和7年度新潟市病院事業会計補正予算（第2号）**

(総則)

第1条 令和7年度新潟市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	28,850,796	167,000	29,017,796
第2項 医業外収益	3,622,117	167,000	3,789,117

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	31,007,314	200,000	31,207,314
第1項 医業費用	30,551,022	200,000	30,751,022

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院資本的収入	5,575,846	100,000	5,675,846
第1項 企業債	4,578,800	20,000	4,598,800
第3項 補助金		80,000	80,000

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院資本的支出	6,296,507	100,000	6,396,507
第1項 建設改良費	4,590,274	100,000	4,690,274

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた建設改良事業に係る企業債について、その限度額を次のように改める。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
建設改良事業	4,578,800	4,598,800

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第162号

### **新潟市体育施設条例の一部改正について**

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

### **新潟市体育施設条例の一部を改正する条例**

新潟市体育施設条例（昭和39年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2のうち2（37）ア（イ）の表暖房器具（会議室）の項中「70」を「60」に改める。

### **附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市体育施設条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第163号

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について**

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例**

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第28条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第30条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第30条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号ア中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に改める。

第38条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第38条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第39条第4号の次に次の1号を加える。

(4) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第59条第3号の次に次の1号を加える。

(3) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第91条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第92条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第99条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第100条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第100条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第101条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の 2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2) の 3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の 2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2) の 3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第113条第2項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

(新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障がい児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	---

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「第53条第1項第2号」を「第29条第2項の表及び第53条第1項第2号」に改める。

第29条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障がい児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	---------------------------------------

(新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市

条例第62号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第3号の次に次の1号を加える。

（3）の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項を削る。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 令和8年3月1日

（2） 第1条中新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第16条第2

項の改正規定並びに第2条、第3条及び第4条の規定 令和8年4月1日

議案第164号

## 新潟市火災予防条例の一部改正について

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29  
第29条の7）」を

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

条の2—第29条の7

に改める。

」

第3条第1項第1号中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同項中「除く。」の次に「及び第5条第1項」を加え、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、  
第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、  
第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。  
第18条第1項第1号中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。  
第29条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加える。  
第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。  
第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用的制限に従うよう努めなければならぬ。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用的制限に努めなければならぬ対象となる区域を指定することができる。

4 市長は、前項の規定により火の使用の制限に努めなければならない対象となる区域を指定するときは、告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により火の使用の制限の対象となる区域を指定するときは、告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第49条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第49条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第50条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定、第29条の改正規定、第3章の2の次に次の1章を加える改正規定及び第50条第1号の改正規定 令和8年3月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和8年3月31日

議案第165号

## 新潟市火入れに関する条例の一部改正について

新潟市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新潟市火入れに関する条例（昭和60年新潟市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第8条から第15条まで」を「第8条から第16条まで」に、「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に、「ときには」を「場合には」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（林野火災注意報発令時の火入れの中止に関する努力義務）

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないよう努めなければならない。

2 火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

議案第 166 号

**契約の締結について**

次のとおり協定を締結するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
都市計画道路鳥屋野 潟南部東西線等の整 備（道路改良工）の 施行に関する協定	1,197,141,000 円	新潟市中央区長潟 800 番地 鳥屋野潟南部地区土地区画整理組合 理事長 伊藤 明憲

議案第167号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
市役所旧分館連絡通 路解体工事	309,650,000円	田中・伸晃・大橋特定共同企業体  代表者  新潟市中央区上大川前通3番町25  番地7  株式会社 田中組  代表取締役 田中 康太郎  構成員  伸晃建設 株式会社  構成員  株式会社 大橋商会

議案第168号

### 契約の変更について

令和6年度議案第59号をもって議決を経て締結した「新潟駅万代広場シェルター（2期）建設工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟駅万代広場シェルター（2期）建設工事	変更前 2,497,000,000円	福田・第一・加賀田・丸運特定共同企業体 代表者 新潟市中央区一番堀通町3番地10 株式会社 福田組 代表取締役社長 荒明 正紀
	変更後 2,832,665,000円	構成員 第一建設工業 株式会社 新潟支店 構成員 株式会社 加賀田組 新潟支店 構成員 丸運建設 株式会社

議案第 169 号

**契約の変更について**

令和 6 年度議案第 60 号をもって議決を経て締結した「新潟駅万代広場西側整備工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟駅万代広場西側整備工事	変更前 341,880,000 円	新潟市中央区万代 4 丁目 5 番 15 号 株式会社 加賀田組 新潟支店
	変更後 450,912,000 円	執行役員支店長 八雲 淳一

議案第 170 号

**契約の変更について**

令和 7 年度議案第 90 号をもって議決を経て締結した「巻斎場建設工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
巻斎場建設工事	変更前 745,580,000 円	水倉・近藤・小川特定共同企業体 代表者
	変更後 885,885,000 円	新潟市西蒲区巻甲 5480 番地 株式会社 水倉組 代表取締役社長 水倉 直人 構成員 株式会社 近藤組 構成員 株式会社 小川組

議案第 171 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の 家阿賀浜荘	新潟市北区松浜 1 丁目 7 番地 9	松浜自治振興会	令和 8 年 4 月 1 日か ら
	新潟市北区役所 北出張所内		令和 13 年 3 月 31 日まで
新潟市老人憩の 家新崎荘	新潟市北区新崎 2607 番地 3 濁川まちづくり センター内	濁川地区自治振興会	

議案第172号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
中之口老人福祉センター	新潟市西蒲区漆山8700	株式会社関越サービス	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第 173 号

**市長専決処分について**

下記事件について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

記

専決第 3 号 令和 7 年度新潟市一般会計補正予算（第 7 号）専決処分書

専決第3号

**令和7年度新潟市一般会計補正予算（第7号）専決処分書**

令和7年度新潟市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ460,214,565千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

新潟市長　中原　八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		24,290,638	299,465	24,590,103
	3 委託金	2,039,755	299,465	2,339,220
歳 入 合 計		459,915,100	299,465	460,214,565

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		57,778,783	299,465	58,078,248
	4 選挙費	442,115	299,465	741,580
歳 出	合 計	459,915,100	299,465	460,214,565